

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第14回）第1分科会議事要旨  
（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成18年9月20日（水）午前10時00分から午前10時50分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）金築誠志

（委員）井部俊子，上原敏夫，遠藤哲嗣，栃木庄太郎

（庶務）太田東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐，  
小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

ア 7月7日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

イ 9月6日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

（3）協議

ア 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成19年上半期の再任候補者に関する情報収集について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した櫻井委員，塩谷委員及び長谷川委員の後任として井部委員，遠藤委員及び栃木委員が紹介された。

## (2) 報告

ア 庶務から、7月7日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の審議結果等が報告された。

また、本年10月期の弁護士経験3年未満の任官希望者に係る名簿等が当地域委員会に送付され、情報収集は不要であるが特段の情報があれば受け付けるとされたが、現時点で情報は寄せられていないとの報告があった。

イ 庶務から、9月6日に開催された指名諮問委員会の協議の概要が報告された。

併せて、これまでに行われた当地域委員会における情報収集の方法について説明があった。

## (3) 協議

ア 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成19年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）が報告された。

協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1及び別紙2の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること、別紙3の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙4の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供を依頼することとされた。

弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、10月31日（火）までとすることとされた。

イ 平成19年上半期の再任候補者に関する情報収集について

庶務から、平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者（以下、単に「再任候補者」という。）が報告された。

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙 6 の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

再任候補者に関する情報の受付期限は、10月31日（火）までとすることとされた。

(4) 今後の予定等

今回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び重点審議者を含む再任候補者の情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、平成18年11月9日（木）午後1時30分から、第2中会議室で開催することとされた。

以 上

平成 18 年 9 月 日

東京高等裁判所長官 殿  
東京地方裁判所長 殿  
東京家庭裁判所長 殿  
東京高等検察庁検事長 殿  
東京地方検察庁検事正 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

( 依頼 )

この度、平成 19 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」といいます。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついでには、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成18年10月31日(火)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報があられる場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

平成 18 年 9 月 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

( 依 頼 )

この度、平成 19 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」といいます。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 18 年 10 月 31 日（火）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】

平成 18 年 9 月 日

弁護士

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 19 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」といいます。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついでには、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 18 年 10 月 31 日（火）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参す



る方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】**

平成 18 年 9 月 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に  
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 19 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士（10 人程度）の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、10 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士
- 4 直近 3 年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことのある

弁護士

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 18 年 10 月 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 19 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」といいます。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 18 年 10 月 31 日（火）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 18 年 9 月 日

東京高等検察庁検事長 殿  
東京地方検察庁検事正 殿  
弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 19 年 2 月から 9 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成18年10月31日(火)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

## 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第14回）第2分科会議事要旨  
（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成18年9月20日（水）午前11時00分から午前11時40分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）北山元章，城口順二，清家 篤，増田暢也

（庶務）太田東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐，  
小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

ア 7月7日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

イ 9月6日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

（3）協議

ア 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成19年上半期の再任候補者に関する情報収集について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した池田（修）委員，池田（忠）委員及び松永委員の後任として北山委員，城口委員及び増田委員が紹介された。



## (2) 報告

ア 庶務から、7月7日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の審議結果等が報告された。

また、本年10月期の弁護士経験3年未満の任官希望者に係る名簿等が当地域委員会に送付され、情報収集は不要であるが特段の情報があれば受け付けるとされたが、現時点で情報は寄せられていないとの報告があった。

イ 庶務から、9月6日に開催された指名諮問委員会の協議の概要が報告された。

併せて、これまでに行われた当地域委員会における情報収集の方法について説明があった。これに対し、説明の要旨を文書に取りまとめて委員に交付されたいとの要望が出された。

## (3) 協議

ア 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成19年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者で、当分科会で情報収集を担当する者はいないとの説明があった。

イ 平成19年上半期の再任候補者に関する情報収集について

庶務から、平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者（以下、単に「再任候補者」という。）が報告された。

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

再任候補者に関する情報の受付期限は、10月31日（火）までとすることとされた。

## (4) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した重点審議者を含む再任候補者の情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、平成18年11月15日（水）午前9時30分から、第2中会議室で開催することとされた。

以 上

別紙

平成18年9月 日

地方検察庁検事正 殿  
弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成19年2月から9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

## 1 情報の受付期間

平成18年10月31日(火)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

## 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長